

販売取扱所の運用基準目次

第1章 総則

第1 趣旨..... 1

第2 法令名略語及び用語の定義..... 1

第2章 運用基準

第1 申請方法..... 2

第2 取扱数量の算定..... 2

第3 販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準..... 2

1 第一種販売取扱所

(1) 標識及び掲示板..... 2

(2) 他用途部分との隔壁..... 2

(3) 上階の床..... 2

(4) 配合室..... 2

2 第二種販売取扱所

(1) 上階への延焼を防止するための措置..... 3

(2) 延焼のおそれのない部分等..... 5

(3) 基準の準用..... 5

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この運用基準は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 2 号の「販売取扱所」について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 法令名略語及び用語の定義

1 法令名略語

- (1) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (2) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。

2 用語の定義

- (1) 「製造所運用基準」とは、製造所の運用基準（令和 4 年 5 月 31 日付け警防部長通知）をいう。
- (2) 「消防危」、「消防予」とは、国からの通知又は質疑をいう。

第 2 章 運用基準

第 1 申請方法

一の販売取扱所ごとに申請すること。

第 2 取扱数量の算定

取扱数量の算定は、規制範囲内で保有する危険物の総量とすること。

第 3 販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準（危政令第 18 条関係）

1 第一種販売取扱所（危政令第 18 条第 1 項関係）

(1) 標識及び掲示板（危政令第 18 条第 1 項第 2 号関係）

標識及び掲示板については、製造所運用基準第 2 章の第 4 の 4 によること。

(2) 他用途部分との隔壁（危政令第 18 条第 1 項第 3 号関係）

ア 連絡等やむをえない場合に限り、他用途部分との隔壁に開口部を設けることができる。この場合、当該開口部は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とすること。

イ 他用途部分との隔壁に監視用の窓を設ける場合は、必要最小限の大きさとし、網入りガラスのはめ殺しの特定防火設備とするほか、温度ヒューズ付シャッター、ダンパー等延焼防止の措置を講ずること。【昭和 51 年消防危第 23 - 3 号】

(3) 上階の床（危政令第 18 条第 1 項第 5 号関係）

既設の建築物を改造し、販売取扱所を設ける場合において、上階の床を耐火構造とすることが困難な場合は、天井を上階の床と同等以上の性能を有する耐火構造とすることで危政令第 23 条の規定を適用することができる。

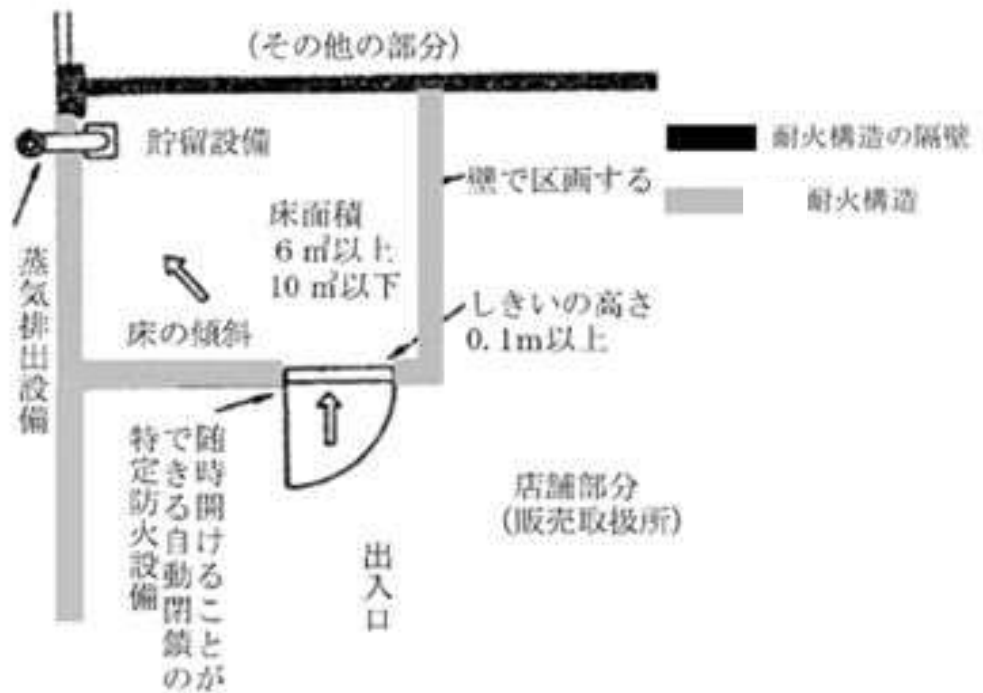
(4) 配合室（危政令第 18 条第 1 項第 9 号関係）（図 1 参照）

ア 「床面積」とは、建基令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによること。

イ 床及び貯留設備については、製造所運用基準第 2 章の第 4 の 9 によること。

ウ 蒸気排出設備については、製造所運用基準第 2 章の第 4 の 12 によること。

図 1 「配合室の例」



2 第二種販売取扱所（危政令第 18 条第 2 項関係）

(1) 上階への延焼を防止するための措置（危政令第 18 条第 2 項第 2 号）

上階への延焼を防止するための措置としては、次のアからウまでの措置がある。

ア 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける措置。なお、ひさしの突き出し長さは 0.9メートル以上とする必要があること（図 2 参照）。

【昭和 46 年消防予第 106 号】

イ 上階の外壁を耐火構造又は防火構造とし、かつ、第二種販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめ殺しの防火設備を設ける措置

【昭和 48 年消防予第 121 号】

ウ 0.9メートル以上のひさしが設けられない場合の上階への延焼を防止するための措置（図 3 参照）。

図 2 「ひさしを設ける措置の例」

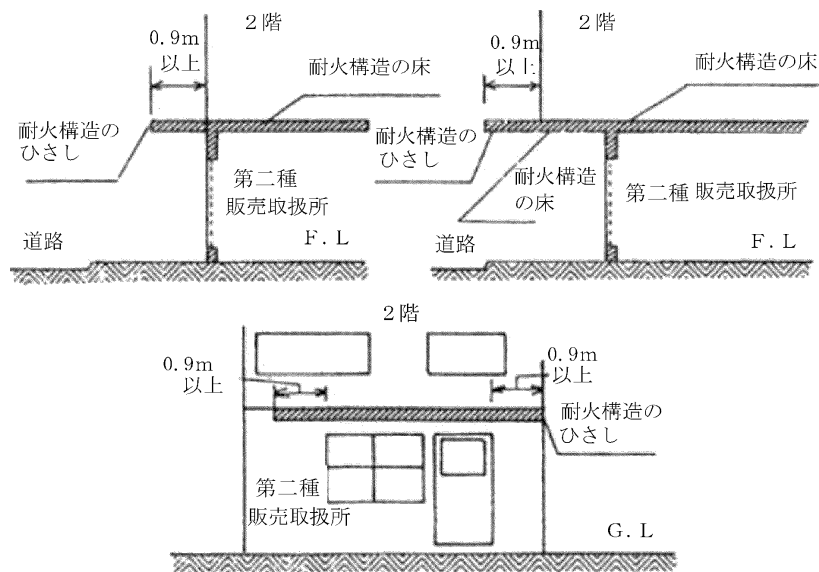
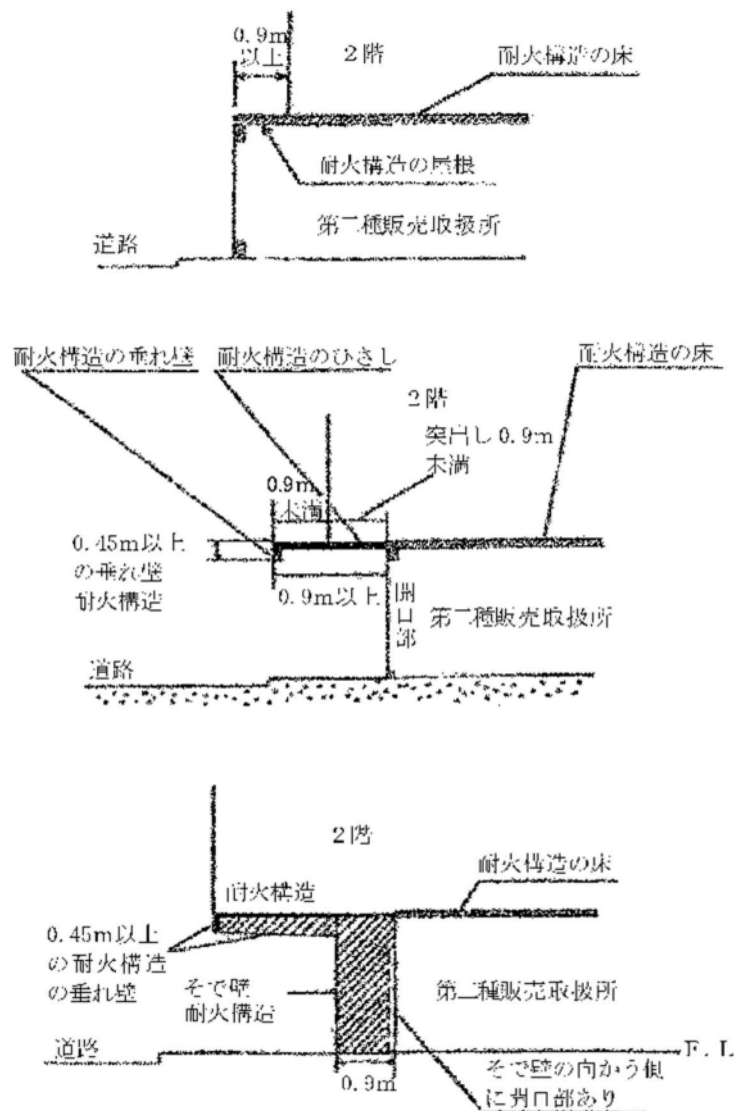


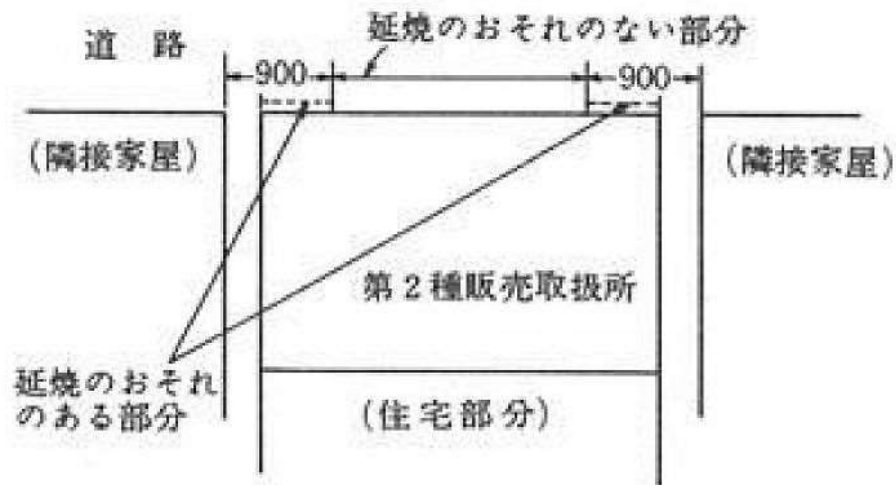
図 3 「0.9 m以上のひさしが設けられない場合の上階への延焼を防止するための措置」



(2) 延焼のおそれのない部分等（危政令第18条第2項第3号及び4号）

ア 延焼のおそれのない部分とは、販売取扱所に近接する建築物の外壁から0.9メートル以上離れた部分をいい、それ以外の部分は、延焼のおそれのある壁又はその部分とする（図4参照）。【昭和46年消防予第106号】

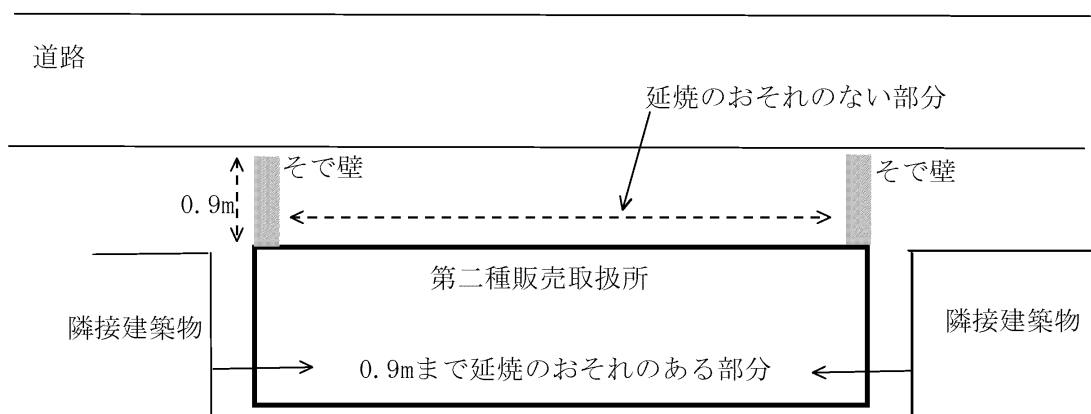
図4「延焼のおそれのない部分等の例」



イ 販売取扱所の前面外壁部分の側端に0.9メートル以上の長さで、かつ、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分は、延焼のおそれのない部分とする（図5参照）。

【昭和48年消防予第121号】

図5「そで壁を設けた場合の例」



(3) 基準の準用

(1)及び(2)に定めるもののほか、1の第一種販売取扱所の基準を準用する。